令和2年度島根地域別最低賃金改定等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月25日

提出者

高	橋	雅	彦	岩	田	浩	岳	多人	マ納	剛	人
内	藤	芳	秀	大	玉	陽	介	吉	野	和	彦
Щ	根	成	<u></u>	中	島	謙	<u></u>	岡	本	昭	<u>-</u>
五百川		純	寿	絲	原	德	康	大	屋	俊	弘
白	石	恵	子	角		智	子	須	Щ		隆
<u> 177.</u>	公		四								

令和2年度島根地域別最低賃金改定等についての意見書

わが国は、有期・短時間・契約・派遣などで働く者が雇用者全体の4割(総務省調査)、障がい者雇用者は民間企業で過去最高を更新し56.6万人(2019年厚労省調査)、外国人労働者は前年同期比で13.6%増加して166万人(2019年厚労省調査)に上る等、働く者の多様化が進んでいますが、その多くが最低賃金近傍の非正規労働者です。また、この度の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、非正規労働者が雇止めにあうなど、改めて不安定な労働環境であることが明らかになっており、今後の経済状況の悪化による雇用・賃金に与える影響も甚大なものがあると思われます。

地域別最低賃金の引き上げ額(全国加重平均)は2019年審議の結果 27円となり、16年ぶりに最高額と最低額の差が1円格差を縮める結果 となりましたが、依然として島根県と東京都を中心とした中央との格差は 大きなものがあります。

島根県の最低賃金は790円となりましたが、適正水準とは言い難い金額であり、島根県内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えません。これ以上、都市部との賃金水準格差が広がれば、若者の県内定住は望めず、人口減少に歯止めをかけることが出来ないと考えます。

よって、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 国においては、令和2年度地域別最低賃金の改定にあたって、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、また、中央水準など、当該県の実体経済、生活環境などを踏まえた適正な水準への引き上げに向けた改定を図るべく指導・助言を行うこと。
- 2 国においては、未組織労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮 し、当該地域別最低賃金について適正な審議を行うとともに、その審議 結果に基づいた当制度の周知徹底を図ること。
- 3 国においては、適正な最低賃金の改定にあわせ、中小企業、小規模事業者に対する助成の拡充を早期に行うこと。
- 4 国においては、地方の中小・小規模事業者が賃金引き上げによる労務 費増加分を製品価格に反映できるよう対策を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年 月 日

島根県議会

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

【令和2年6月25日原案可決】